

地方財政の現状と課題

2014.07 特別編集

大阪大学国際公共政策研究科

赤井伸郎

akai@osipp.osaka-u.ac.jp

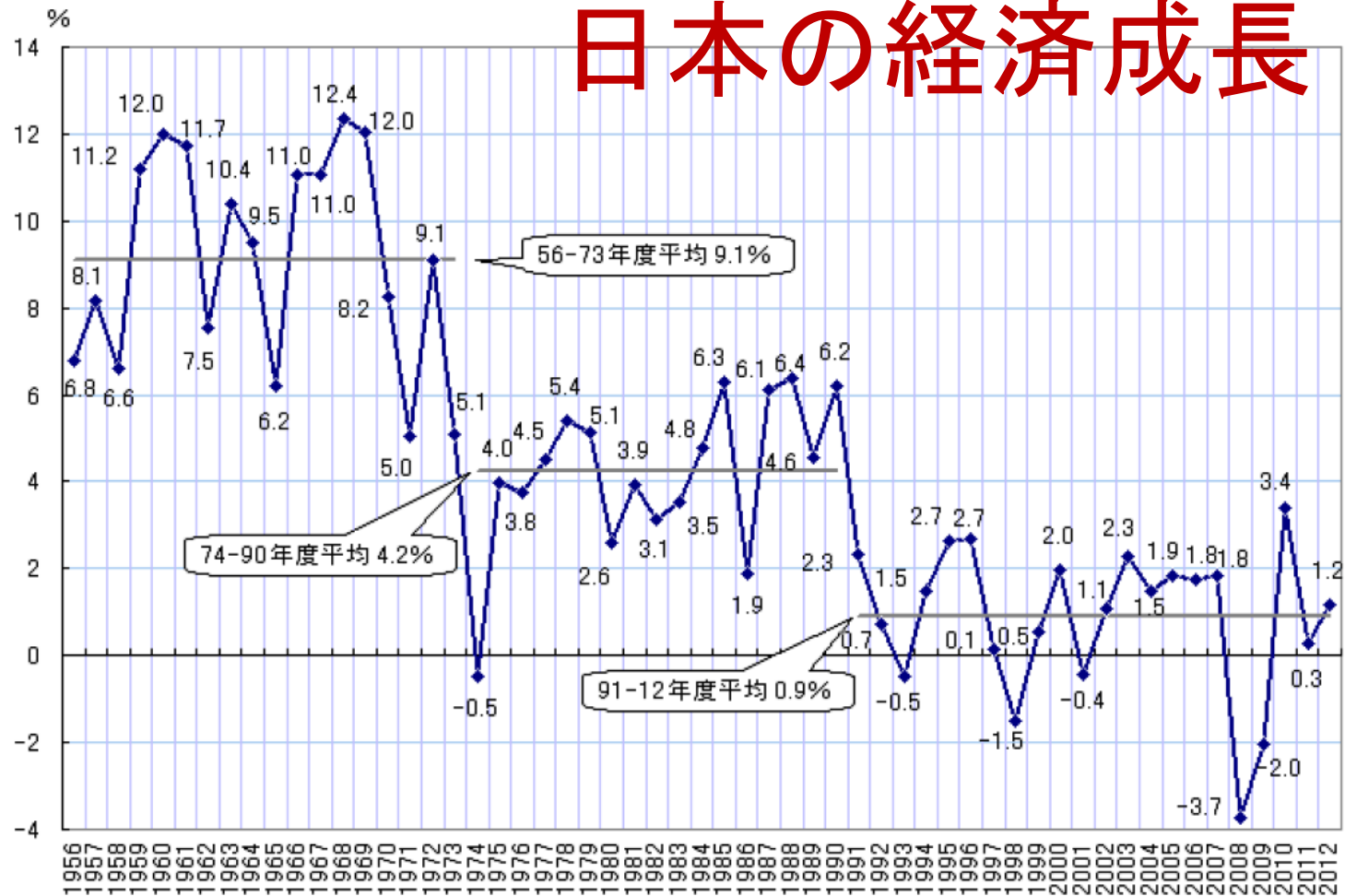
本発表の流れ

- 0: 日本財政の現状
- 1: 国と地方の役割分担、財政分担
- 2. 地方財政の健全性は？
- 3. 地方財政健全化の背景
- 4. 地方財政に残る課題
- 5. 改善に向けて: 改善策は？
- 6: 特別編: 関西・大阪のための改革とは？
 <大阪都構想はどのように寄与する？>

0. 日本財政の現状

経済成長率の推移

日本の経済成長

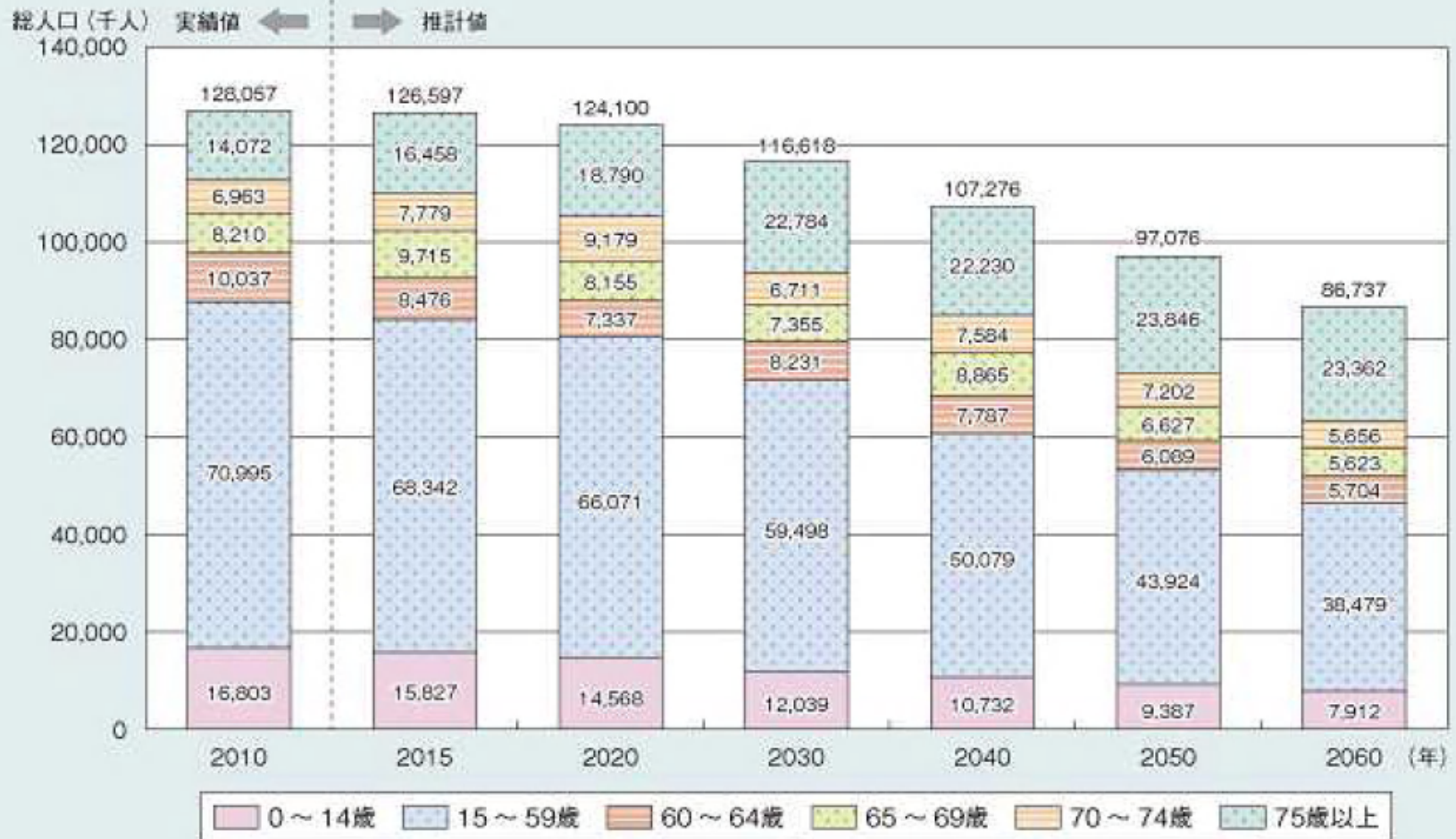


(注) 年度ベース。93SNA連鎖方式推計。平均は各年度数値の単純平均。1980年度以前は「平成12年版国民経済計算年報」(63SNAベース)、1981～94年度は年報(平成21年度確報)による。それ以降は、2013年4～6月期2次速報値 <2013年9月9日公表>

(資料)内閣府SNAサイト

図1-1-3 年齢区分別将来人口推計

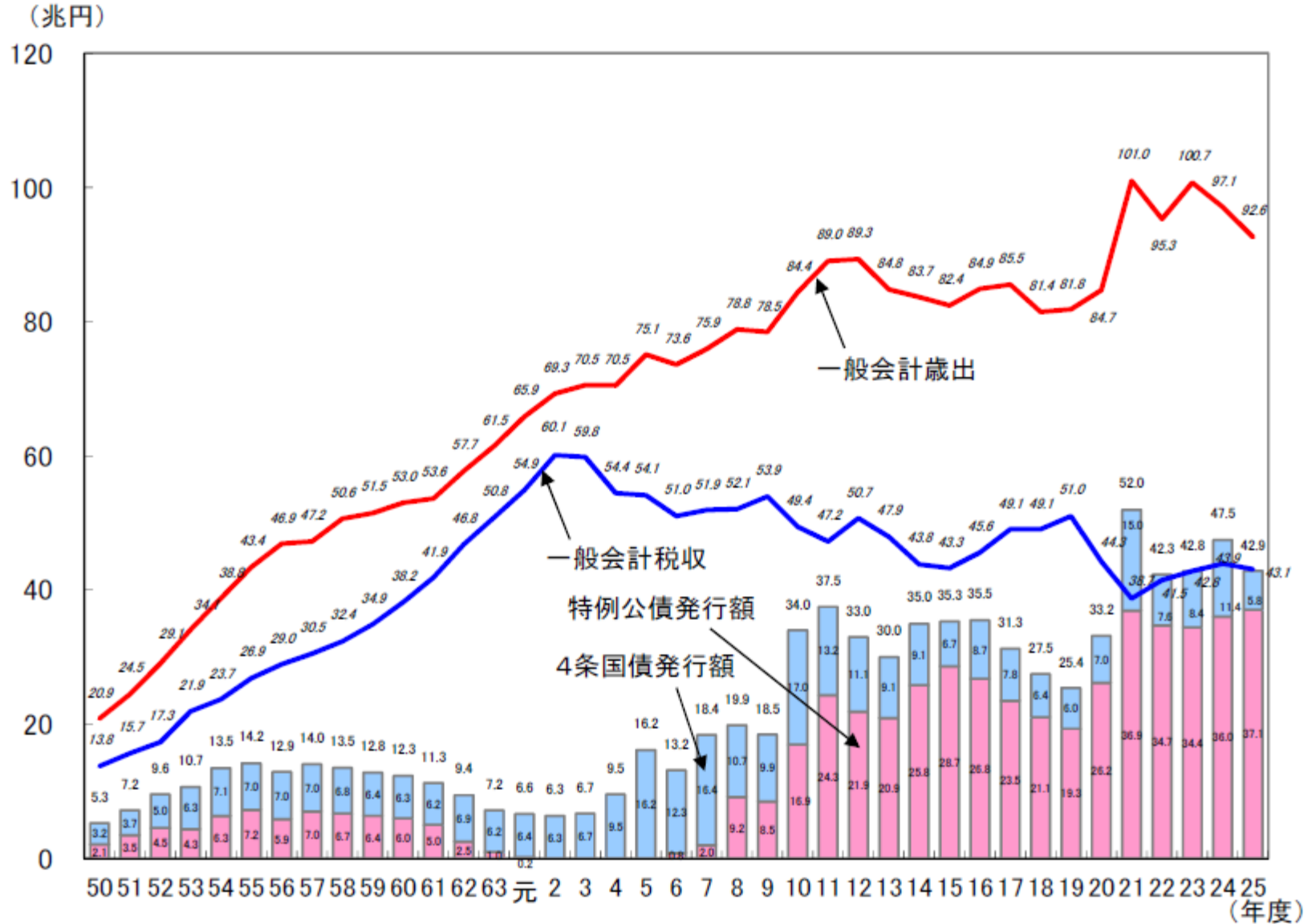
日本の将来人口

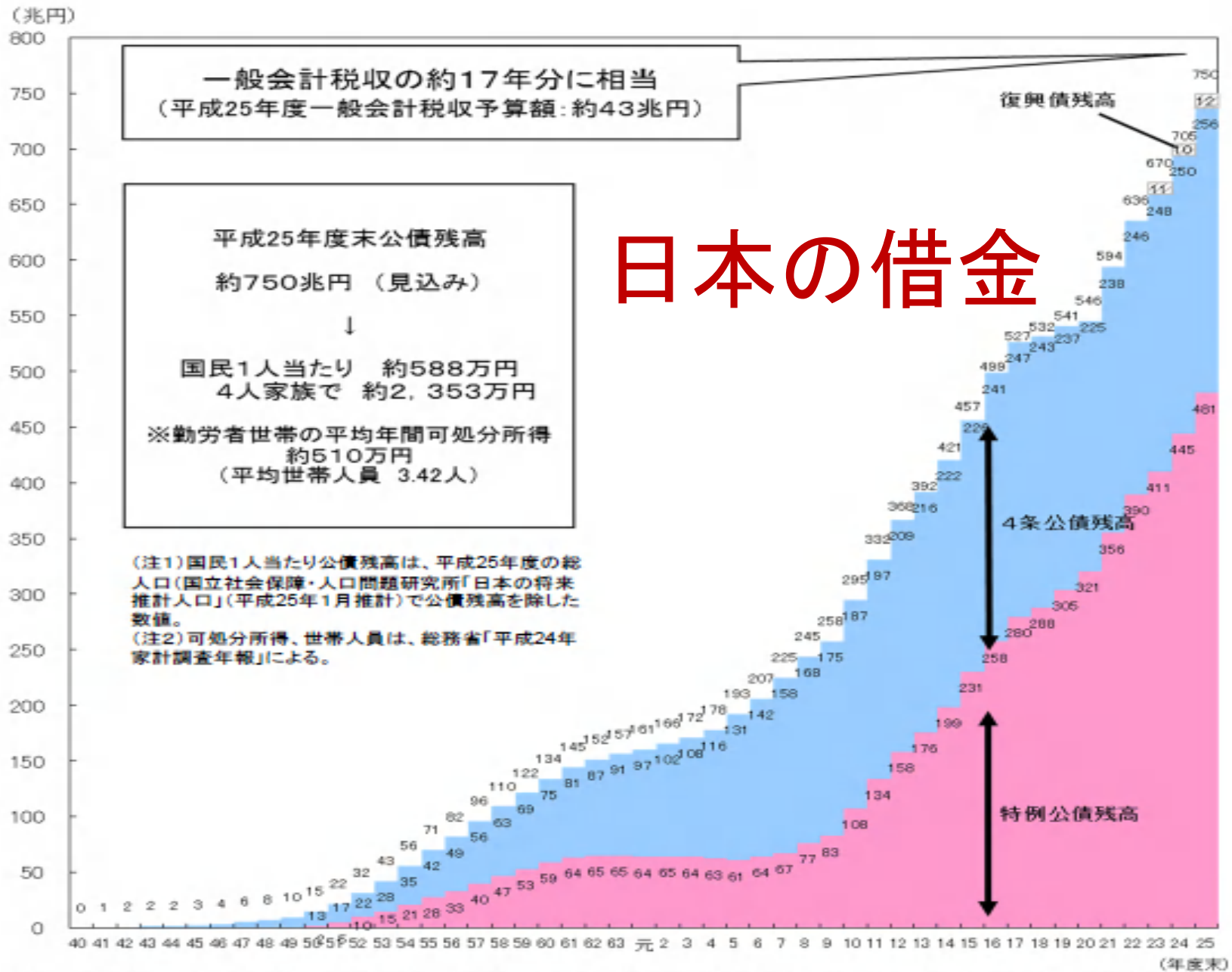


資料：2010年は総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注) 2010年の総数は年齢不詳を含む。

日本の財政



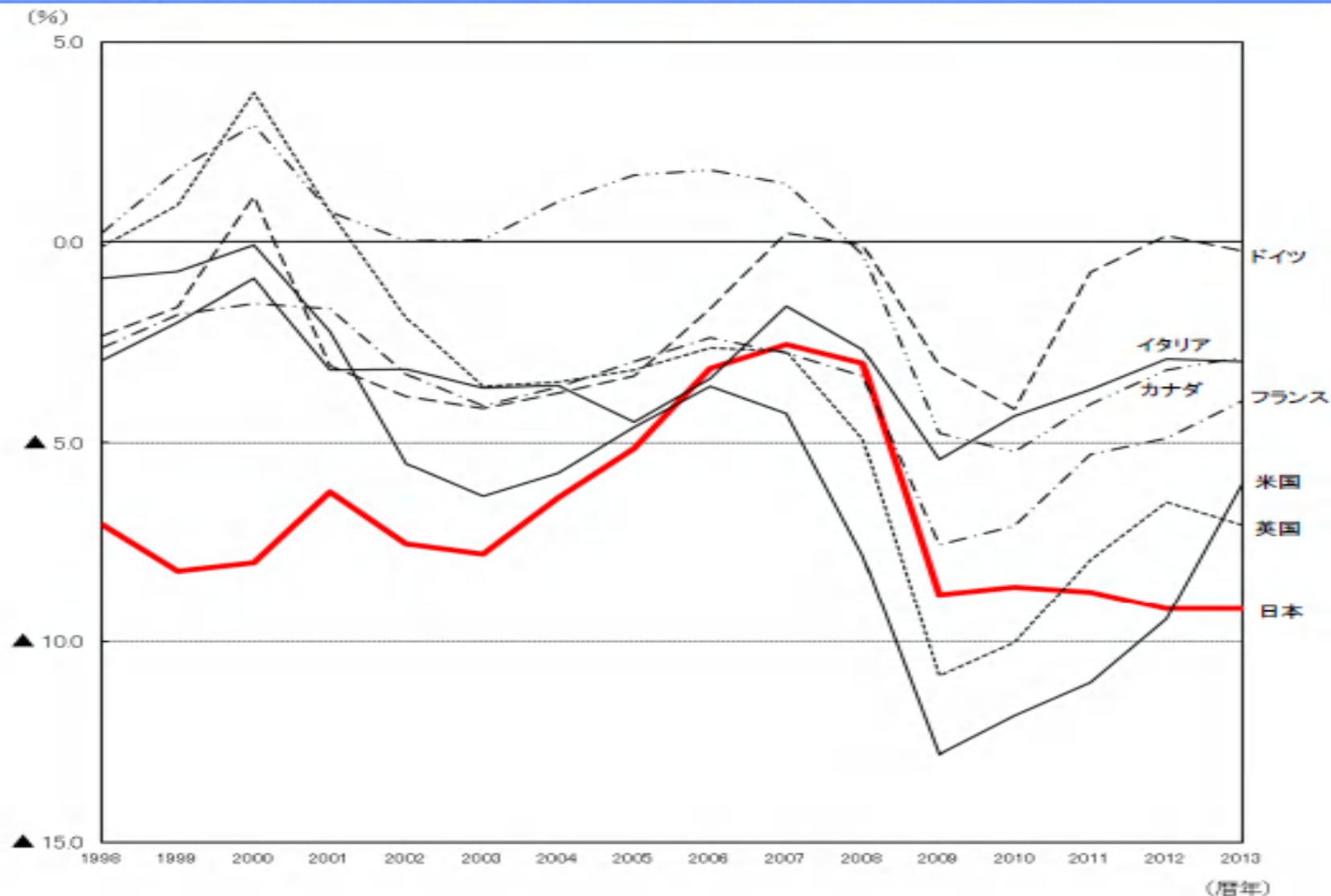


日本の借金

年度	45	50	55	60	元	5	10	15	20	23	24	25
公債残高(対GDP比)	3.7	9.8	28.4	40.7	38.7	39.9	57.8	91.1	111.5	141.5	148.5	153.8

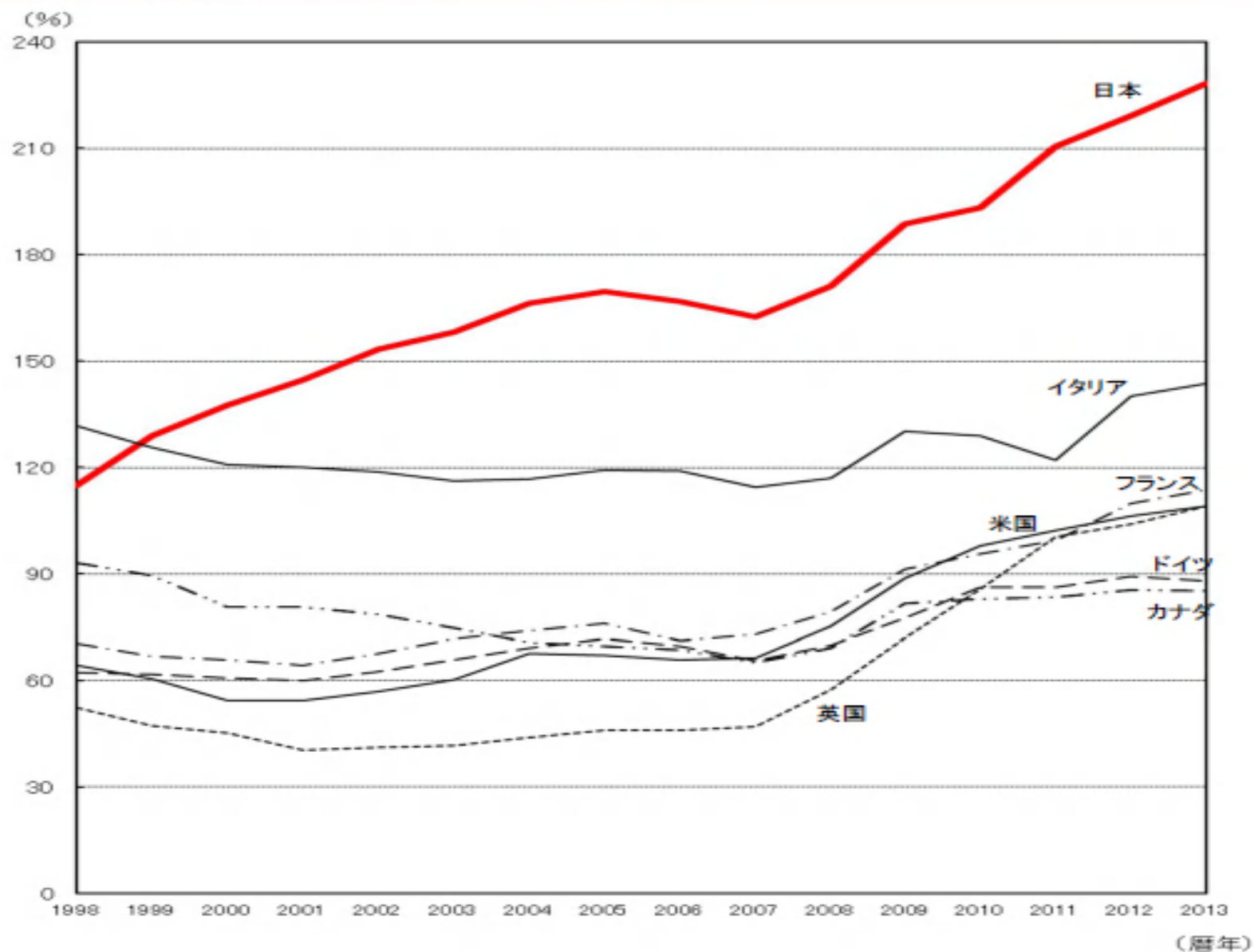
(1) 財政収支の国際比較(対GDP比)

1990年代後半に主要先進国がそろって財政収支を改善する中、我が国の財政収支は大幅な赤字が続きました。2000年代に入り我が国の財政収支は一旦改善傾向に向かいましたが、2008年秋以降の世界金融経済危機の影響により、他の主要国と同様に悪化しました。2010年代に入ると、他の主要先進国が再び財政収支を改善する中、我が国は大幅な赤字が続いています。



(2) 債務残高の国際比較(対GDP比)

債務残高の対GDP比を見ると、90年代後半に財政の健全化を着実に進めた主要先進国と比較して、我が国は急速に悪化しており、最悪の水準となっています。



9. 財政赤字の問題点

財政赤字が拡大し、債務残高が増大した場合、国債費の増加による政策の自由度の減少、世代間の不公平の拡大など、様々な要因を通じて、自国内の経済・財政・国民生活に重大な影響を与えると同時に、世界経済にも悪影響を及ぼすおそれがあります。

財政赤字の拡大（公債発行の増加）
債務残高の増大（国債費の増加）

政策の自由度の減少

政府部門の資金調達が増大

⇒民間企業の資金調達が阻害
（生産活動の低下）

世代間の不公平拡大

⇒将来の負担増に備えた消費抑制の懸念

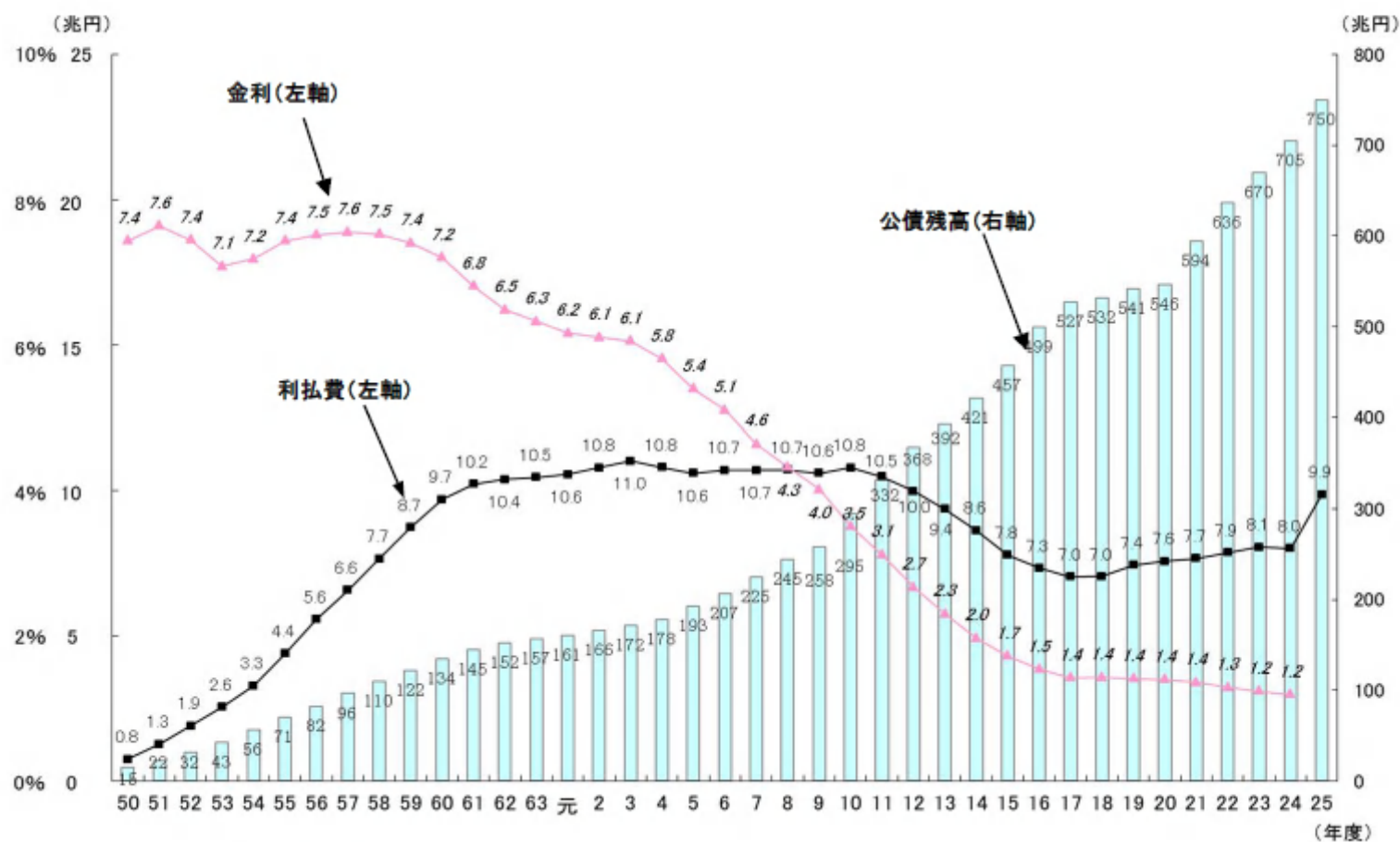
**財政への信認低下による金利
上昇（国債価格の下落）**

⇒

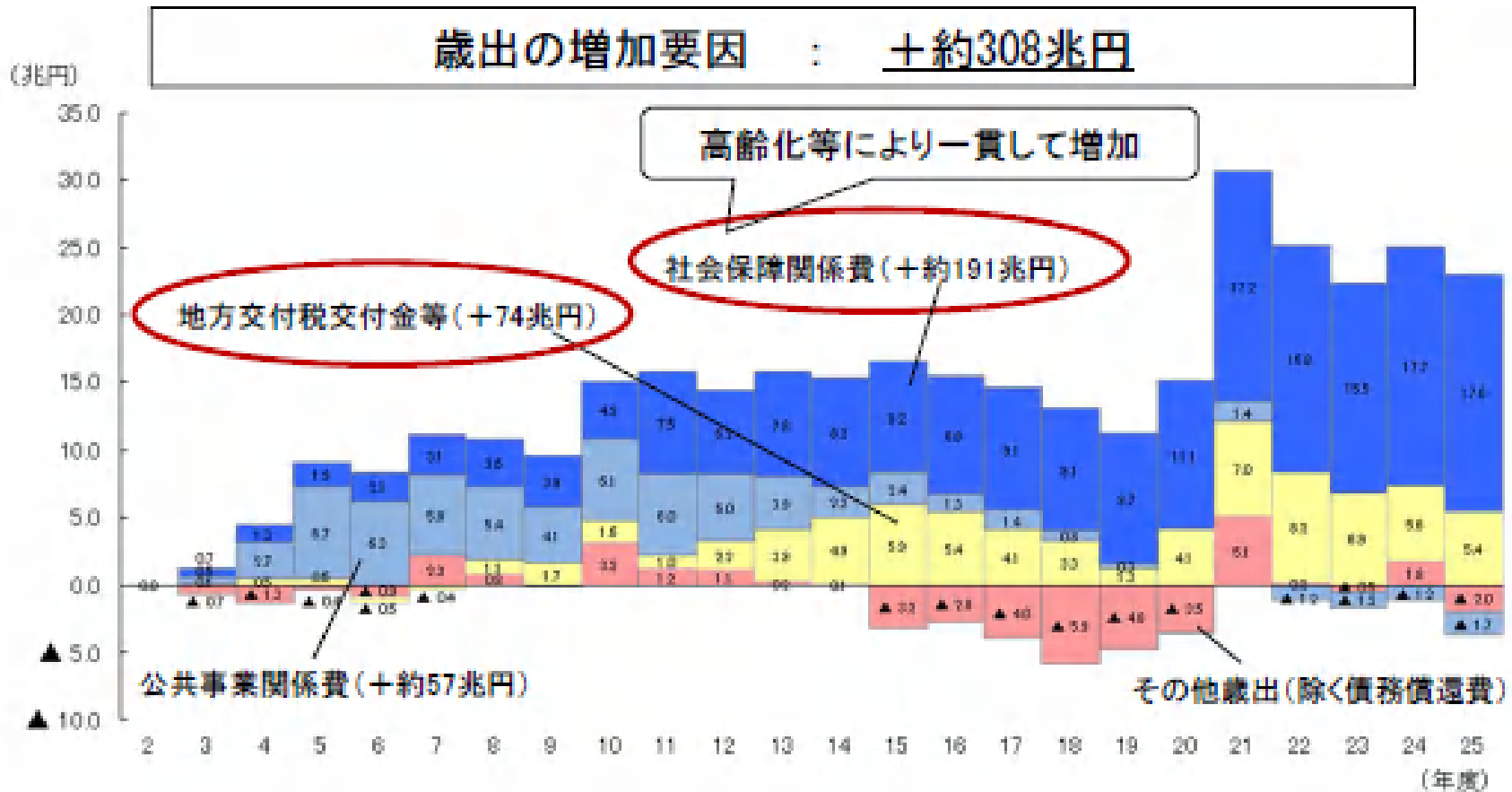
- ・金融部門、株式市場を通じた国内・世界経済への悪影響の波及
- ・政府の資金調達の圧迫
（行政サービスの削減等、国民生活への直接的な影響）

(参考1) 利払費と公債残高

他国に例を見ない債務残高の累増もあり、今後、金利が上昇すれば、利払費の大幅な増加が懸念されます。



歳出増加要因



1. 国と地方の役割分担、財政分担

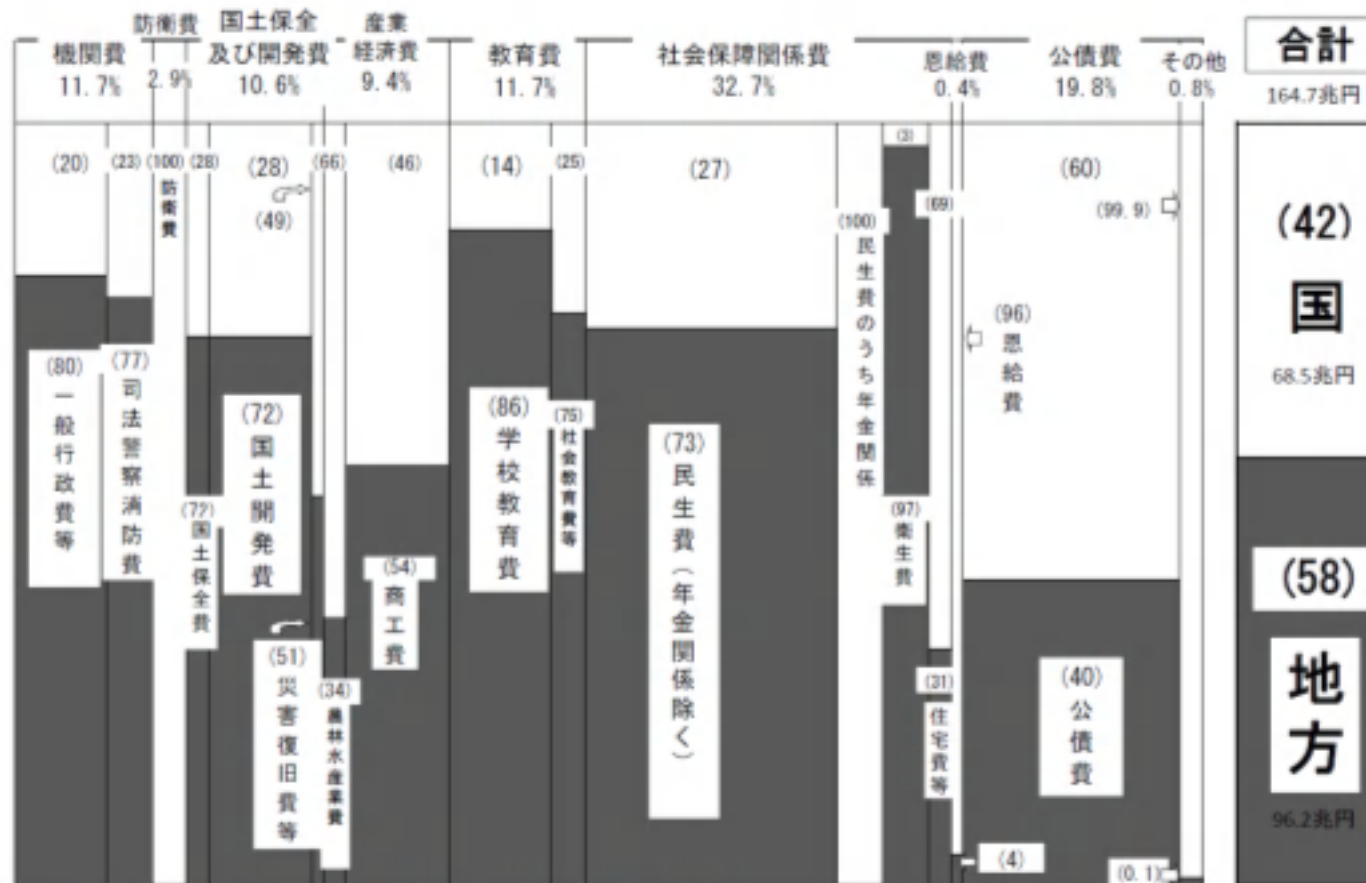
国と地方の役割分担

国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他	
国	<ul style="list-style-type: none"> ○高速自動車道(指定区間) ○国道(河川) ○一級河川 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学 ○私学助成(大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険免許 ○医師等品許可 ○医薬品許可 	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛 ○外交 ○通関 	
地方	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○国道(その他) ○都道府県道(指定区間) ○二級河川 ○港湾 ○公共営住宅 ○市街化区域、調整区域 	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校・特殊教育学校 ○小・中学校教員の給与 ○私学助成(幼～高) ○公立大学(特定の県) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護(町村の区域) ○児童福祉 ○保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察 ○職業訓練
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画等(用途地域、都市施設) ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公共営住宅 ○下水道 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校 ○幼稚園 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護(市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所(特定の市) 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

国と地方の財政分担

○ 国と地方の役割分担（平成23年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



地方自治体の会計

知識1

図表4 官庁会計と企業会計の違い

項目	官庁会計（自治体）	企業会計（株式会社）
対象団体の目的	住民の福祉の増進	利益の追求
財務報告の目的	行政目的どおりの予算が執行されたかどうかを監視、評価すること	企業活動の財政状態、経営成績を報告、説明すること
作成主体	首長	取締役
報告主体	住民（提出先は議会）	株主（提出先は株主総会）
承認及び説明責任	議会の承認 予算（事前）と決算（事後）の承認 適正な予算執行に関する説明責任	株主総会の承認 決算（事後）の承認 利益獲得の結果に対する説明責任
記帳方式	単式簿記 （入出金を歳入歳出の科目別に記帳する方式）	複式簿記 （取引の原因と結果の両面から記帳する方式）
認識基準	現金主義 （現金の入出金の事実に基づいて会計記録を行う）	発生主義 （取引・事象の発生の事実に基づいて会計記録を行う）
決算書類	歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調書 財産に関する調書	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 キャッシュ・フロー計算書

出所：都庁ホームページ

知識2 一般会計と特別会計

- 自治体には、教育や福祉、土木など基本的な行政運営の経費をまかなう一般会計と、公共料金や利用料など独自の収入がある特別会計という、二つの「財布」がある。
- 特別会計が担うのは、公立病院や下水道、国民健康保険などの事業。これらの事業運営で歳入が不足などした場合、自治体は一般会計から特別会計へ資金を融通している。一般会計から見て「繰り出し金」、特別会計から見て「繰入金」と呼ぶ。
- これとは別に決算統計上の考え方として、一般会計に一部の特別会計を合計したものを「普通会計」、ほとんどの特別会計を「公営事業会計」と呼ぶこともある。
- 一般会計と特別会計の間の金のやりとりで大きな問題になったのが06年6月に財政破綻(はたん)を発表した北海道夕張市。両会計の間で貸し付けと返還を繰り返すというやり方で帳尻を合わせるなどして、巨額の赤字を見えにくくしたと指摘される。これらの教訓を踏まえ、国は一般会計と特別会計を連結決算の考え方でチェックする地方自治体財政健全化法を制定した。

知識3 一部事務組合と広域連合

一部事務組合

- 地方自治法に基づき、普通地方公共団体(都道府県、市町村)や特別区が、事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体。都道府県の加入する組合は総務大臣、その他は都道府県知事の許可を得て設立する。

広域連合

複数の地方自治体にまたがる広範囲な業務を担うため、関係自治体でつくる特別地方公共団体。1994年の地方自治法改正で誕生した。消防やゴミ処理を担うことが多い一部事務組合と異なり、政府や都道府県に事務権限の移管を求めることができ、地方分権を進める役割もある。

関西広域連合

大阪・京都・滋賀・兵庫・和歌山・鳥取・徳島の7府県が参加する広域行政組織。平成22年(2010)12月発足。都道府県レベルでは初の広域連合。防災、観光・文化、医療、産業振興、環境など7分野の業務に共同で取り組み、将来的には政府の出先機関から権限の移管を目指す。初代連合長には兵庫県知事井戸敏三が就任。

出所:朝日新聞解説ほか

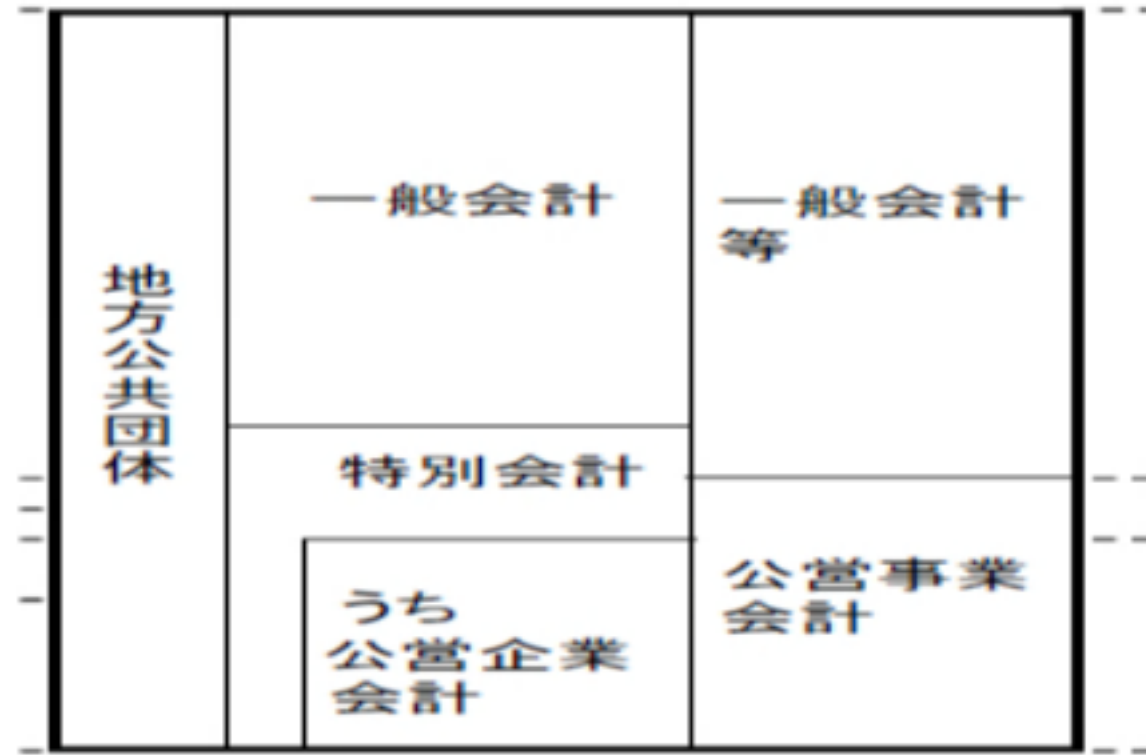
知識4 第三セクターと地方公社

第三セクター

国や地方公共団体（第一セクター）と民間企業（第二セクター）の共同出資によって設立される事業体。地域開発など、民間の資金・能力の導入によって官民共同で行おうとするもの。三セク。

地方公社

地方自治体が全額出資して設立した、土地開発公社・地方住宅供給公社・地方道路公社の三法人。



計

一部事務組合・広域連合

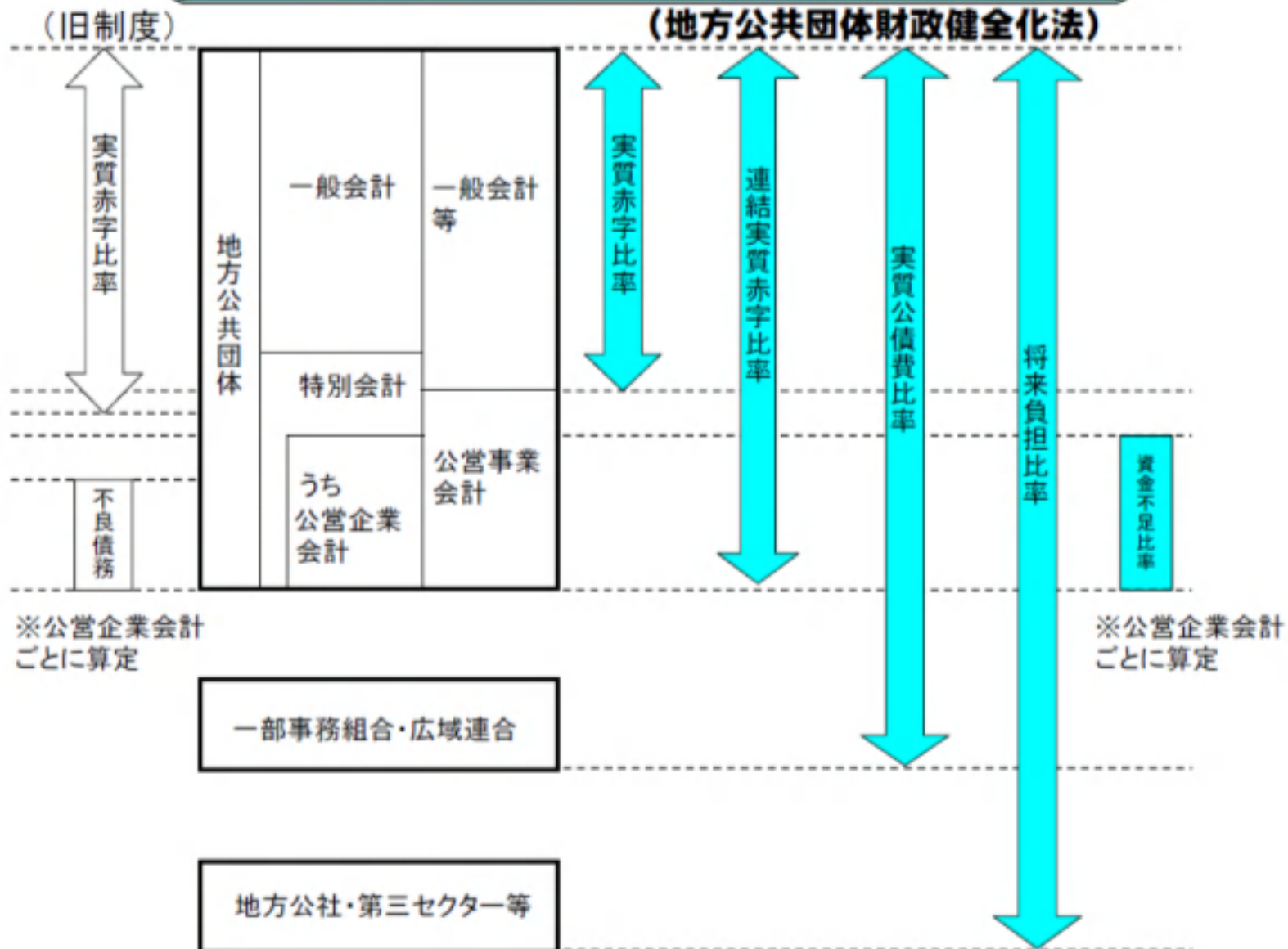
地方公社・第三セクター等

2. 地方財政の健全性は？

地方財政の健全性の判断資料

- 夕張問題(平成19年3月)を受けて、より強力なガバナンス制度が要請され平成20年度決算から導入
- フローとストックの両面から、財政状況を捉える
 - 1) 収支
 - 2) 連結収支
 - 3) フローから見る債務返済の実態
 - 4) スtock面から将来債務を把握

健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

地方財政の現状判断

- 1) 判断基準について

対象		地方債届出制 の協議不要基 準:問題なし	やや改善要	改善要	早期健全化基準: 大きな改善要	財政再生基準:国 の指導を受けなが らの再生要
都道府県	実質赤字比率	~0	0~2.5	2.5~3.75 実質赤字解消計画	3.75~5 財政健全化計画	5以上 財政再生計画
	連結実質赤字比率	~0	0~8.75		8.75~15 財政健全化計画	15以上 財政再生計画
	実質公債費比率	~16	16~18	18~25 公債費負担適正化計画	25~35 財政健全化計画	35以上 財政再生計画
	将来負担比率	~300	300~400		400以上 財政健全化計画	-
市町村	実質赤字比率	~0	0~10 (0~2.5)	10~15 (2.5~11.25) 実質赤字解消計画	15~20 (11.25~20) 財政健全化計画	20以上 財政再生計画
	連結実質赤字比率	~0	0~20 (0~16.25)		20~30 (16.25~30) 財政健全化計画	30以上 財政再生計画
	実質公債費比率	~16	16~18	18~25 公債費負担適正化計画	25~35 財政健全化計画	35以上 財政再生計画
	将来負担比率 (政令市)	~300	300~400		400以上 財政健全化計画	-
	将来負担比率 (政令市以外)	~200	200~350		350以上 財政健全化計画	-
公営企業	資金不足比率	~0	0~10	10~20 資金不足等解消計画	20以上 経営健全化計画	-

(注) 単位: %。市町村の実質赤字比率と連結実質赤字比率の基準値は標準財政規模によって異なるため、標準財政規模が50億円以下のケースを基本として表記し、500億円以上のケースを()内に記した。実質公債費比率の協議不要基準は2013年度の基準値。

出所: 石川(2013)

健全化しつつある地方財政

図表-11 健全化判断比率に関して「協議不要基準」を満たす都道府県の数

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
実質赤字比率	46	47	47	47	47
連結実質赤字比率	47	47	47	47	47
実質公債費比率	33	36	35	34	30
将来負担比率	44	44	44	45	45
4指標すべて	32	35	34	34	30

(注) ①地方債届出制度の施行は2012年度(2010年度決算)だが、2007年度決算から適用があった場合について、指標毎に集計
 ②実質公債費比率に関する要件は2013年度の条件(16%未満)

図表-12 健全化判断比率に関して「協議不要基準」を満たす市町村の数

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
実質赤字比率	1,787 (23)	1,779 (19)	1,737 (13)	1,738 (8)	1,740 (2)
連結実質赤字比率	1,739 (71)	1,759 (39)	1,719 (31)	1,729 (17)	1,733 (9)
実質公債費比率	1,100	1,144	1,220	1,377	1,507
将来負担比率	1,640	1,678	1,675	1,699	1,710
4指標すべて	1,044	1,103	1,193	1,357	1,496
参考:市町村総数	1,810	1,798	1,750	1,746	1,742

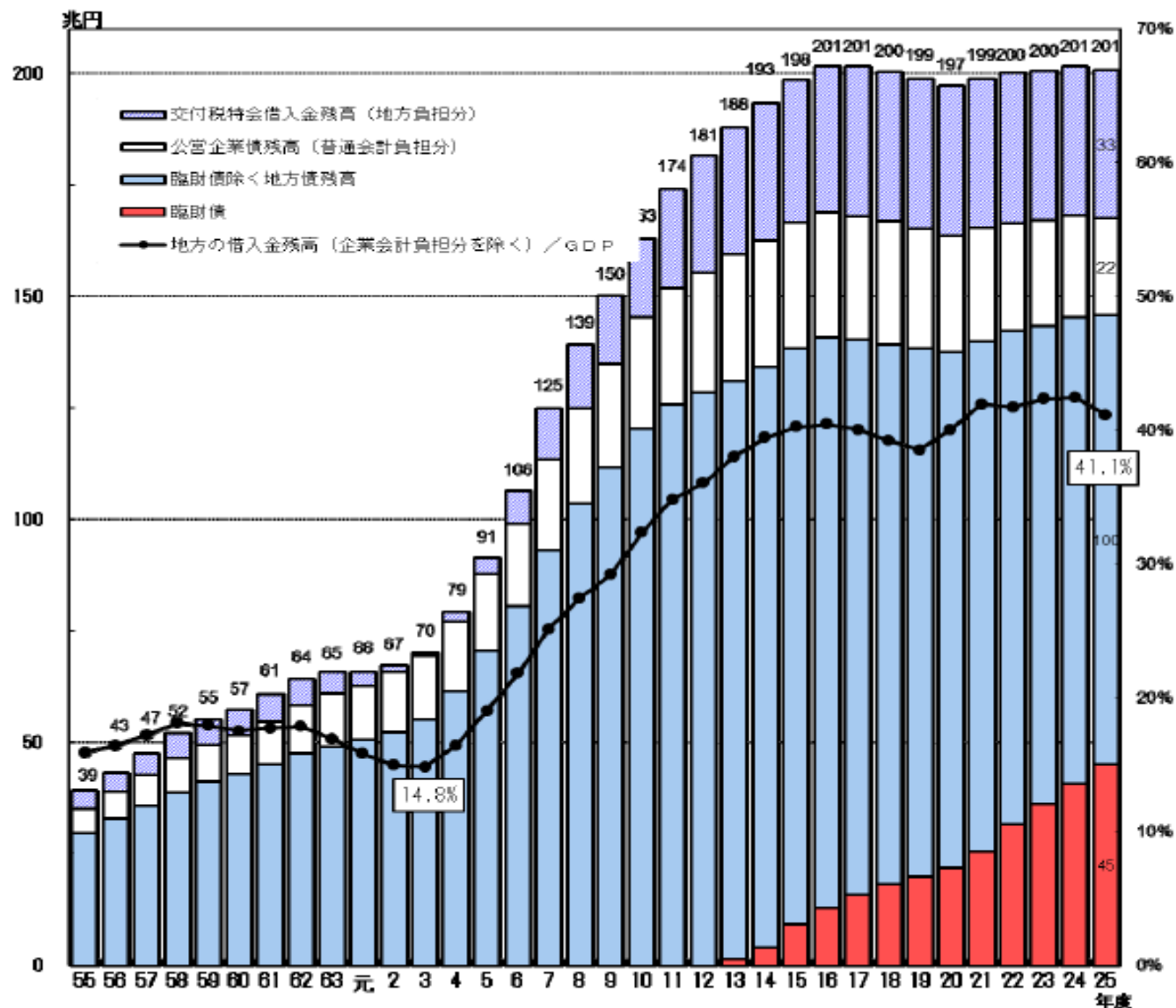
(注) ①②図表-11と同じ

③市町村総数は健全化判断比率の算定が行われた市町村の総数

④実質赤字比率と連結実質赤字比率については、条件を満たさない市町村、すなわち赤字のある市町村の数を()内に表示

出所:石川(2013)

地方財政の借入金残高(安定)



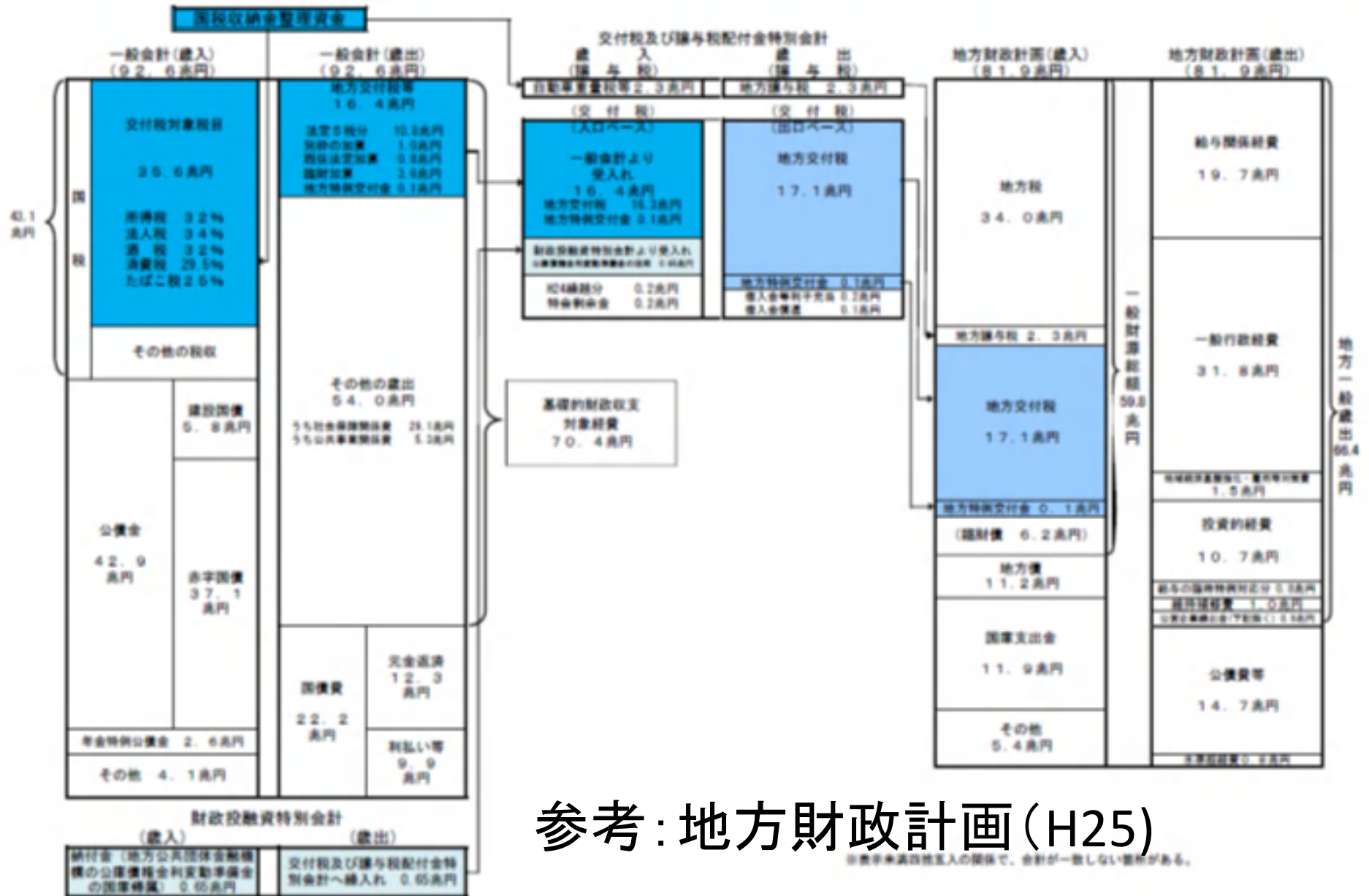
出所：総務省資料

3. 地方財政健全化の背景

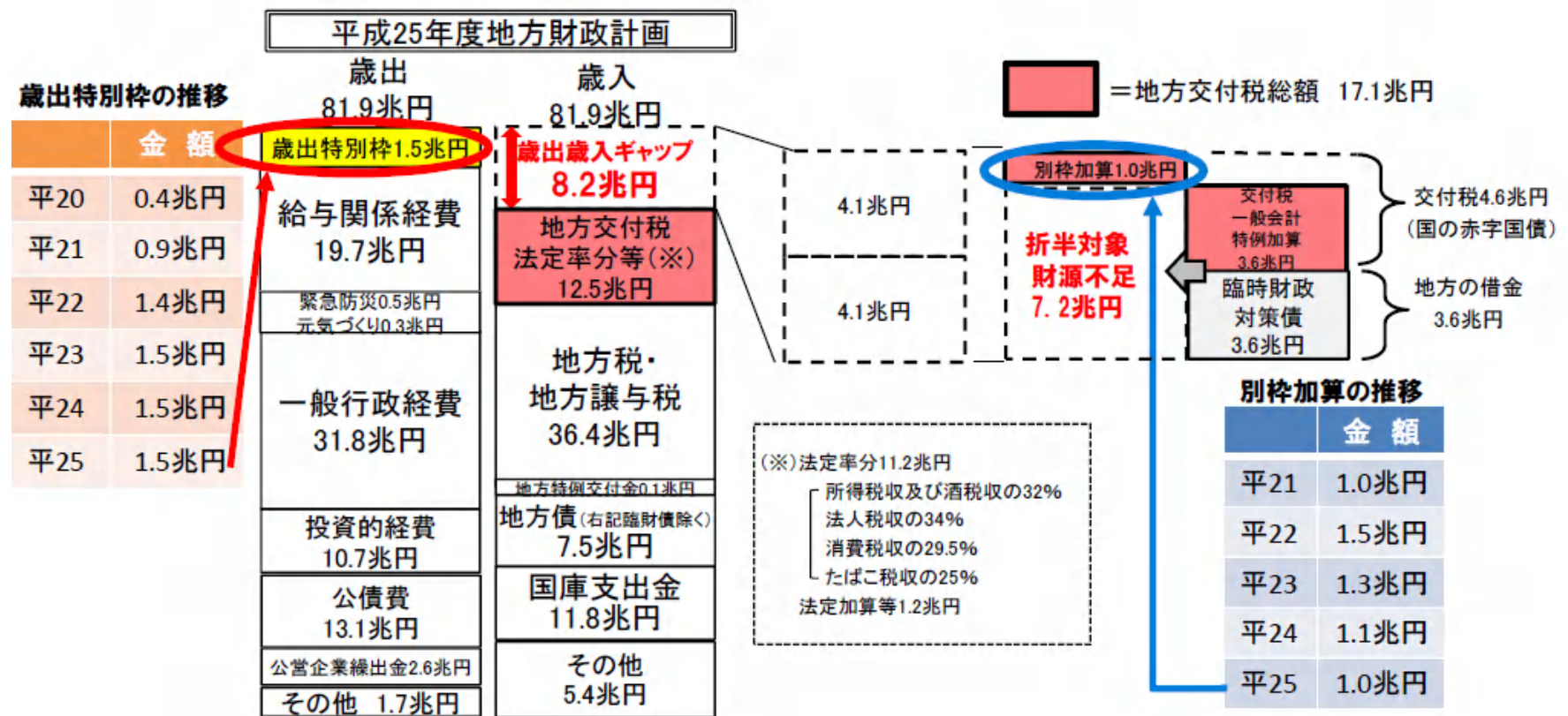
健全化の背景

- 1: 国による手厚い財源保障
=> 裁量的交付税措置(リーマンショック対応): ①別枠加算、②歳出特別枠)
- 2: 健全化指標によるガバナンス効果: 歳出抑制(病院特例債の分析事例)
=> 社会保障費の拡大を、人件費および建設公債発行抑制で調整。
- 3: 将来リスク処理の先延ばし

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成25年度当初）

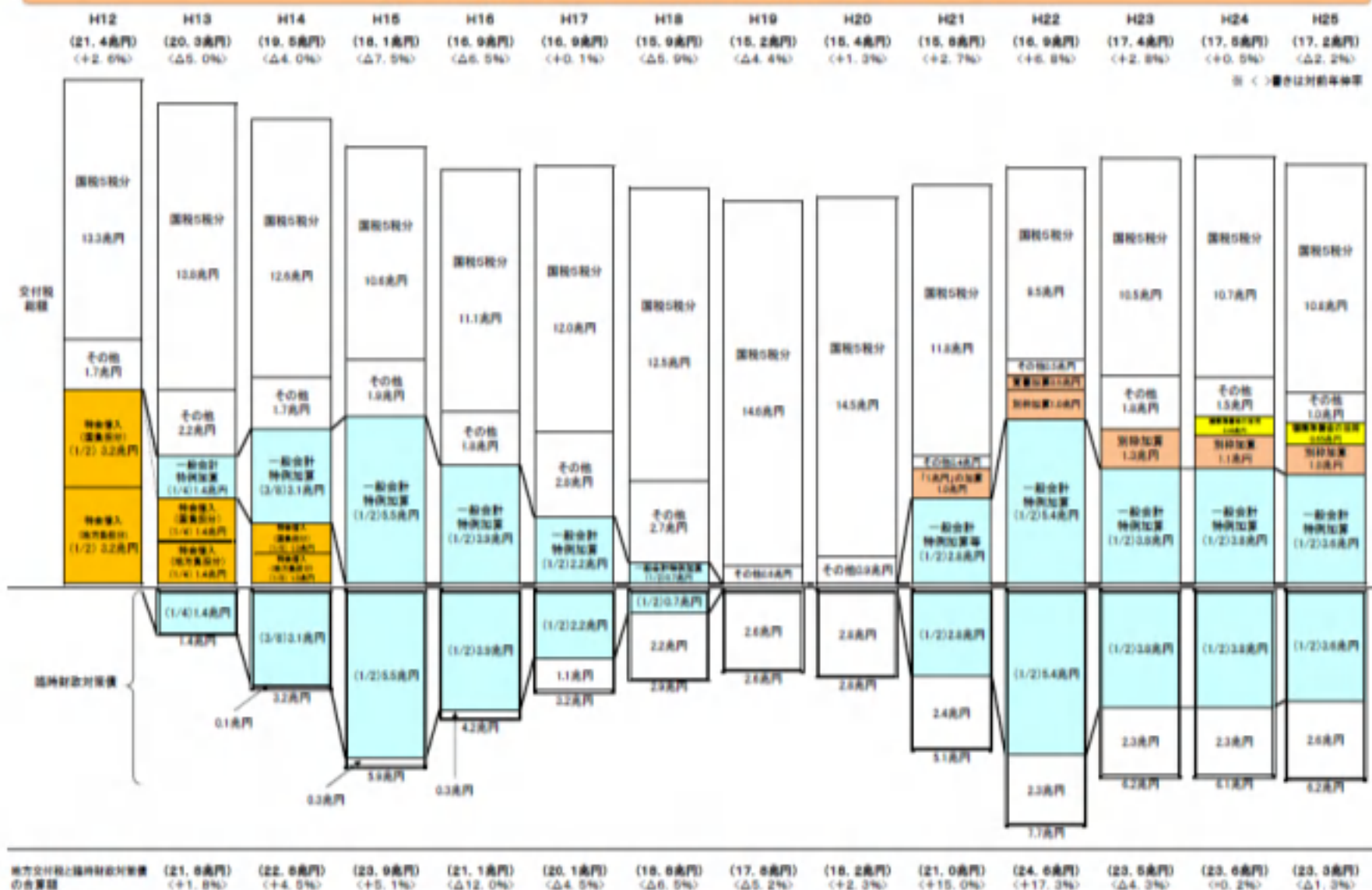


1: 国による手厚い財源保障 (①別枠加算、②歳出特別枠)



出所: 財務省資料より

地方交付税等総額（当初）の推移（H12～H25）



2: 健全化指標によるガバナンス効果

- 事例1: 健全化指標を意識して、地方債償還(地方債積立)を実施(石川・赤井(2013a)参照)
- 事例2: 病院の健全化を計画的に進めるために特例的に2008度のみを発行された病院特例債が、(債務が残っていれば健全化指標に反映される)7年後に向けて、着実に償還されていることを確認(石川・赤井(2013b)参照)

4. 地方財政に残る課題

健全化の結果としてのひずみ

- 0: 国の赤字公債の拡大
- 1: 将来につながらない赤字地方債(臨時財政対策債)の大幅発行と、100%交付税措置のマジック:(臨時財政対策債は負担は無いという幻想)(石川・赤井(2013a)参照)(次頁に詳細)
=>(現在の高齢世代への支出へのシフト、将来世代への負担のつけまわし)
- 2: 人件費抑制による、労働インセンティブの悪化
- 3: 建設公債発行抑制による、インフラ維持更新不足の危険
- 4: 将来リスク処理(債務の顕在化)の先延ばしを促す可能性

参考

臨時財政対策債
の記事

位置づけだが、国からみると、実質的に借金を先送りしているのと同じ。12年度末で過去最高の約450兆円に上る国の赤字国債残高に、地方の赤字債による財政負担がさ

らに積み重なる格好だ。国から地方への税源移譲を進めつつ、自治体に一層の財政規律を求めるといった地方交付税制度自体の抜本改革が必要との指摘も出ている。

赤字地方債急増 国の財政圧迫

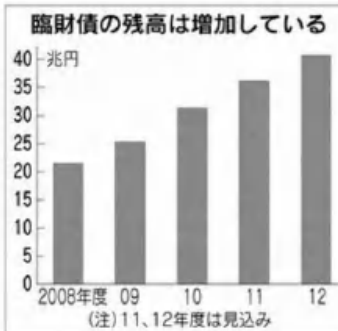
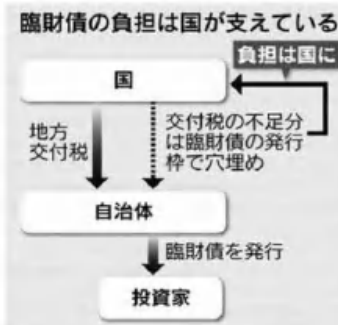
地方自治体が発行する赤字地方債が急増している。2012年度末には残高が初めて40兆円を超える見通しだ。赤字債は国から将来受け取る地方交付税を見込んで発行する。国は交付税の財源が不足する場合に赤字債での穴埋めを認めており、結果として交付税を抑制しても、赤字債が将来の国の財政の圧迫要因になるという構図が強まっている。

12年度末、40兆円突破見込み

赤字地方債は「臨時財政対策債」（臨財債）と呼ばれる。当初は01、03年度の臨時的な財政措置だったが、延長を重ねて常態化した。ただ米大手格付け会社ムーディーズの丹羽由夏シニアアナリストは「予算を赤字債に依存している自治体は多いが、国の交付税財源も不足しており、将来も国が支えてくれる保証はない」と指摘する。

12年度地方債計画（通常収支対応分）では、総額13兆5396億円の地方債発行を予定しているが、このうち赤字債が4割以上（6兆1333億円）を占める。12年度末時点の赤字債残高は前年度比13%増の40兆784

交付税抑制のツケ回し



4億円で過去最高に膨らむ見通しだ。自治体が赤字債で調達した資金は使い道が自由なため、税収が細るなかで国が認めた発行可能枠

の上限まで発行する自治体が多い。例えば、11年度の赤字債発行枠が最大（2899億円）の愛知県は3月末までに発行枠をほぼ使い切った。2位の大阪府、3位の神奈川県も発行枠の上限まで発行する予定。大阪

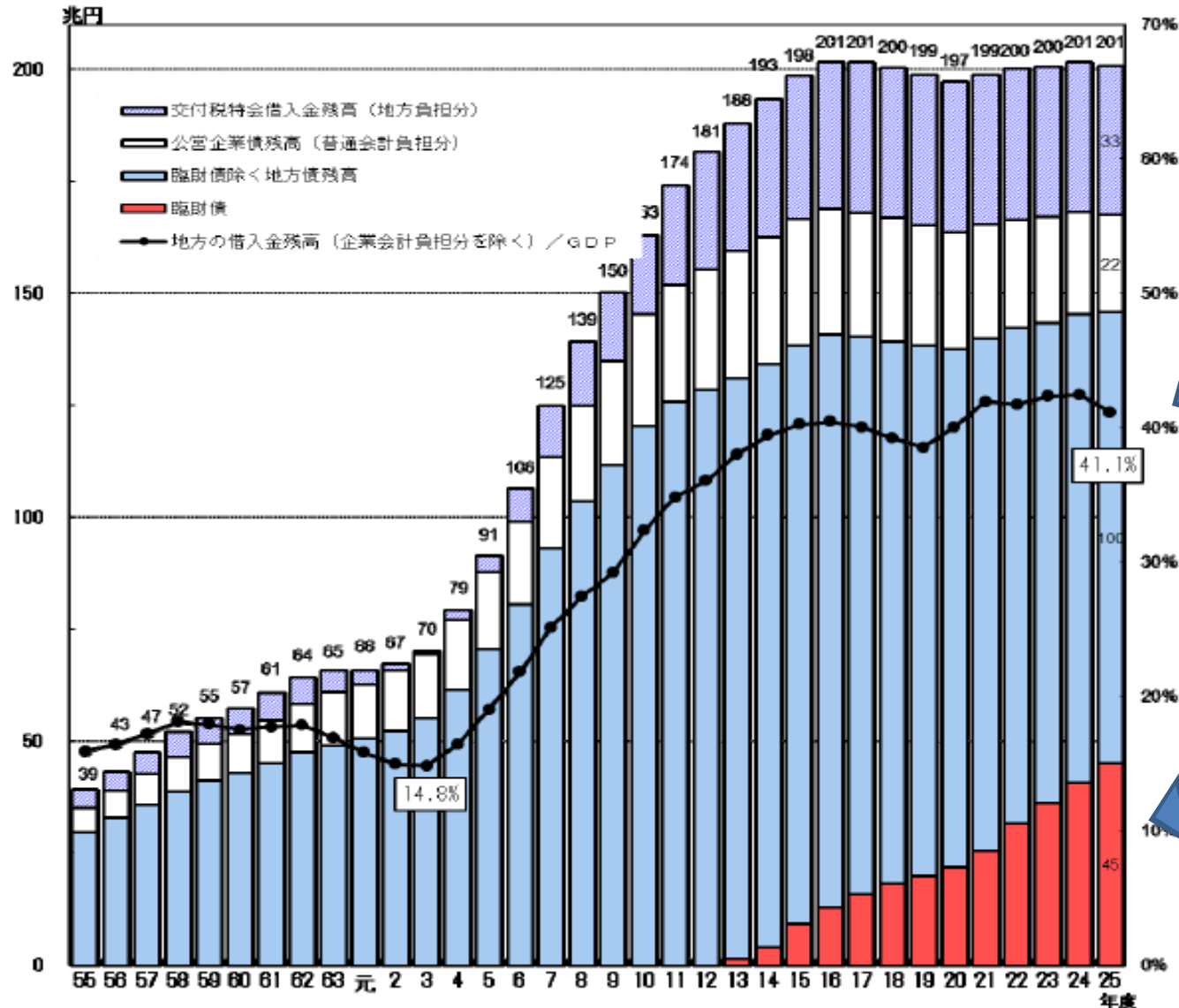
府の担当者は「現在の仕組みでは、行政サービスを維持するために赤字債を発行せざるを得ない」と漏らす。

一部には発行抑制に取り組む自治体もある。浜松市は11年度に認められた約200億円の発行枠に対して約160億円の発行にとどめる。「長期借入金には変わらない」（財政課）として通常の地方債と併せて起債を抑制する。

自治体から見れば、赤字債は交付税とほぼ同じ

位置
と、
送り
12年
45、
字債

地方財政の借入金残高(変化あり)

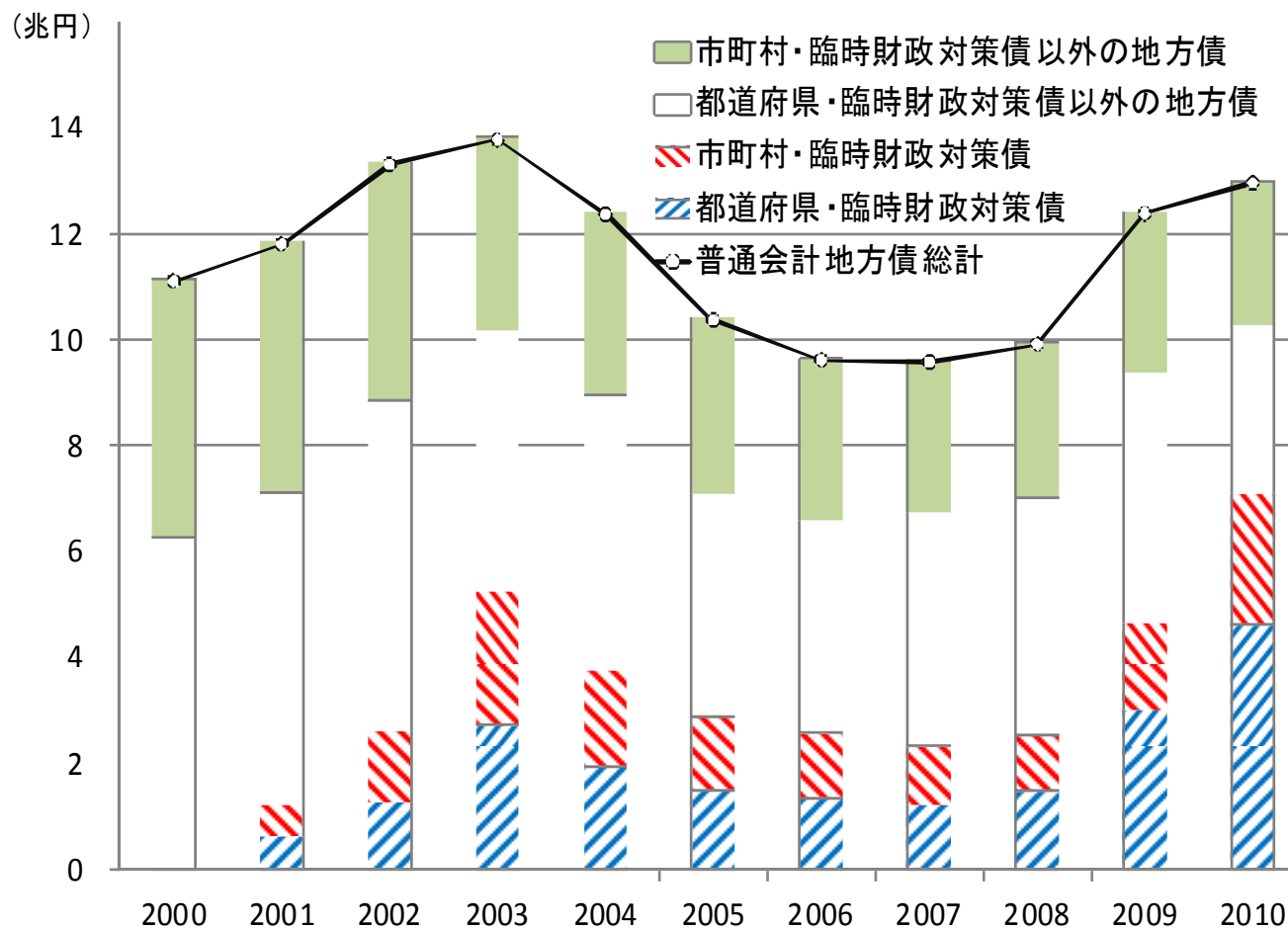


建設地方債
(将来世代の負担
にはなるが便益も
生み出す)

臨時財政対策債
(将来世代の負担
のみ)

出所: 総務省資料

臨時財政対策債と他の地方債の発行額(各年度フロー)



出所)総務省「都道府県決算状況調」「市町村決算状況調」
 「地方財政統計年報」(各年度版)をもとに筆者作成

参考

20120519日経

使われる基準財政需要額を比較した。分析結果は京都市で開く日本地方財政学会で20日発表する。23道府県は受け取った交付税の一部を償還に充てておらず、借金返済用の減債基金も積んでいなかった。交付税は使途に制限はないが、赤井教授は「今後の財政運営に支障を来す可能性がある」と指摘する。

地方債返済用の交付税

23道府県別目的に使用

大阪府や福岡県など23道府県が、臨時財政対策債（臨財債）と呼ばれる赤字地方債の返済用に配られた地方交付税を、他の目的に使っていたことが大阪大学大学院の赤井伸郎教授らの調査・分析で判明した。2001～10年度の累計は2800億円の累計は2800億円のほり、大阪府など一部の自治体では将来の財政運営に支障を来す可能性もある。臨財債の11年度末残高は全国で36兆円強に膨らんでいる。赤井教授らは01～10年度に都道府県が償還のため公債費に計上した額と、交付税算定に

10年間で2800億円
阪大教授ら分析

参考

臨時財政対策債膨張の構造

振替前基準
財政需要額

A: 過年度臨時財政対策債の元利償還金相当額

C: 振替後基準財政需要額 (= G+D)

G: 基準財政
収入額

D: 普通交付税額

B: 臨時財政対策債
発行可能額

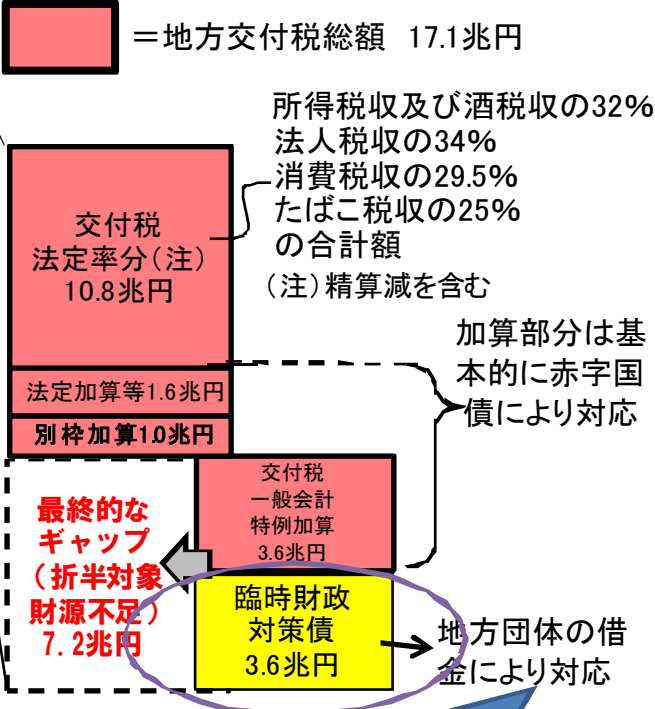
(注)Eは、基準財政需要額に算入される過年度臨時財政対策債の元利償還金のうち、新たに割り当てられる臨時財政対策債発行可能額によって賄われる部分

(資料)筆者作成

参考

臨時財政対策債の特殊性

平成25年度地方財政計画	
歳出	歳入
81.9兆円	81.9兆円
給与関係経費 19.7兆円 緊急防災0.5兆円 元気づくり0.3兆円	歳出歳入 ギャップ 20.7兆円
一般行政経費 31.8兆円	
投資的経費 10.7兆円	地方税・ 地方譲与税 36.4兆円
公債費 13.1兆円	地方特例交付金0.1兆円 地方債(右記臨時財債除く) 7.5兆円
歳出特別枠1.5兆円	国庫支出金 11.8兆円
公営企業繰出金2.6兆円 その他 1.7兆円	その他 5.4兆円



- 臨時財政対策債が、
 - ① 交付税の補完的財源であるという側面
 - ② 地方自治体固有の起債であるという側面
 - ③ 交付税でありながら地方全体の財源から返済しなければならないという側面

5. 改善に向けて:改善策は？

財政問題改善にむけた論点

- 1: 世代間格差の改善
- 2: 将来につながらない赤字地方債(臨時財政対策債)マジックの改善
- 3: 将来リスクの軽減(利用価値の低下した外郭団体の処理: 第三セクター等)(後述)

短期的問題改善の方法

- 0: 歳出面: 地方一般財源総額の平時モードへの回帰(①別枠加算、②歳出特別枠のカット)
- 1: 歳出面: 国の仕組みも含めた社会保障費の効率化による世代間格差の縮小
- 2: 歳出面: 将来世代に影響を与えない程度の適切なインフラ維持更新 => **別に議論**
- 3: 歳出面: 将来世代に影響を与えないための外郭団体の整理(補論参照)
- 4: 歳入面: 現時点で赤字地方債に頼らない財政の仕組みの構築: 税込確保、税源偏在の是正
- 5: 歳出入面: 消費税による税込増加とその対応がカギ。<社会保障・税一体改革では、消費税5%引上げ分のうち、消費税(交付税法定率分)と地方消費税の充実により1.54%分が地方の財源となる。社会保障充実と財政健全化のバランス。>

1 (短期的) 財源確保策

平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分)	5.0%	[6.0%]	→	3.2%	(Δ 1.8%)	[4.2%]
(市町村分)	12.3%	[14.7%]	→	9.7%	(Δ 2.6%)	[12.1%]

2. 地方法人税(仮称)の創設

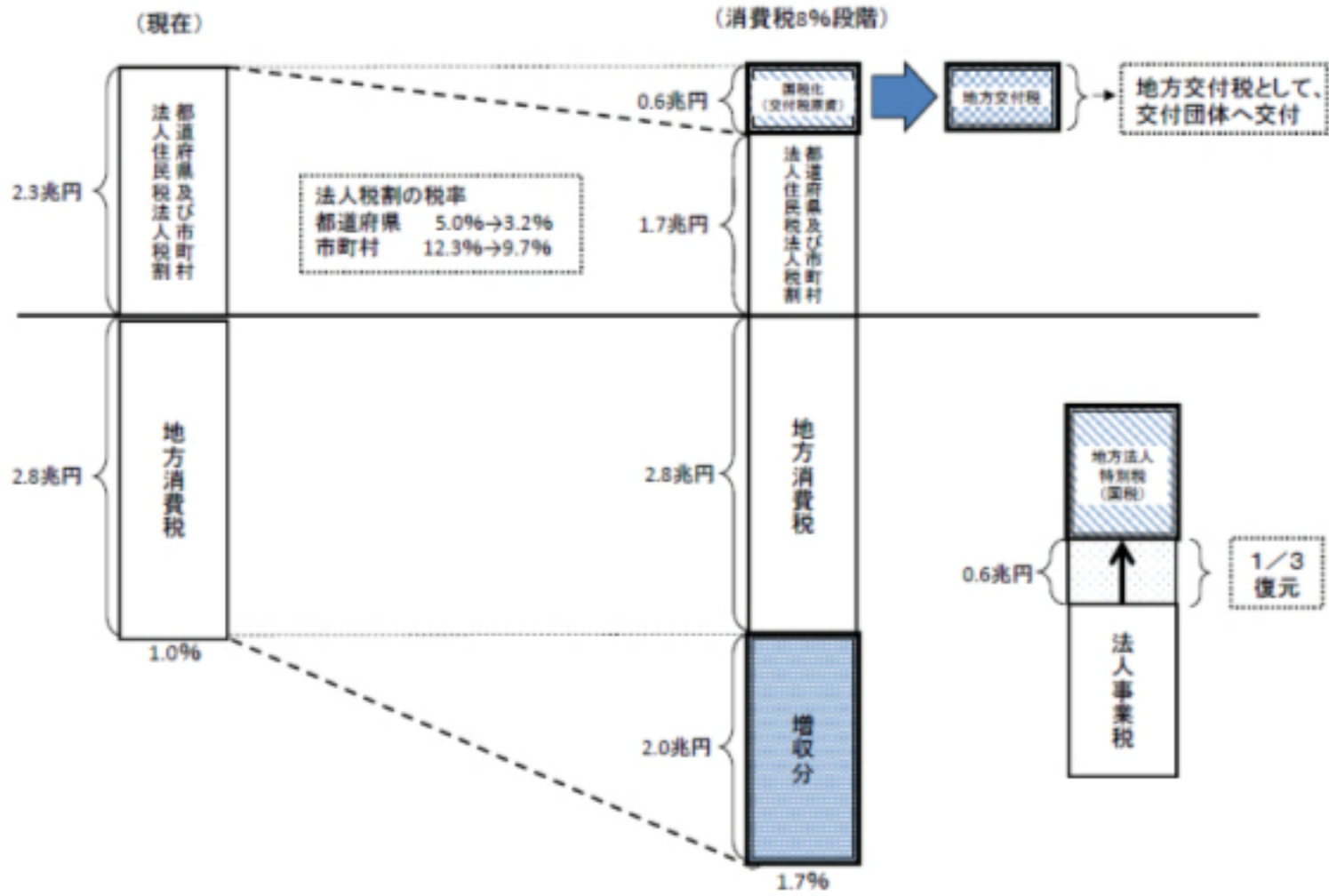
- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

[消費税率10%段階]

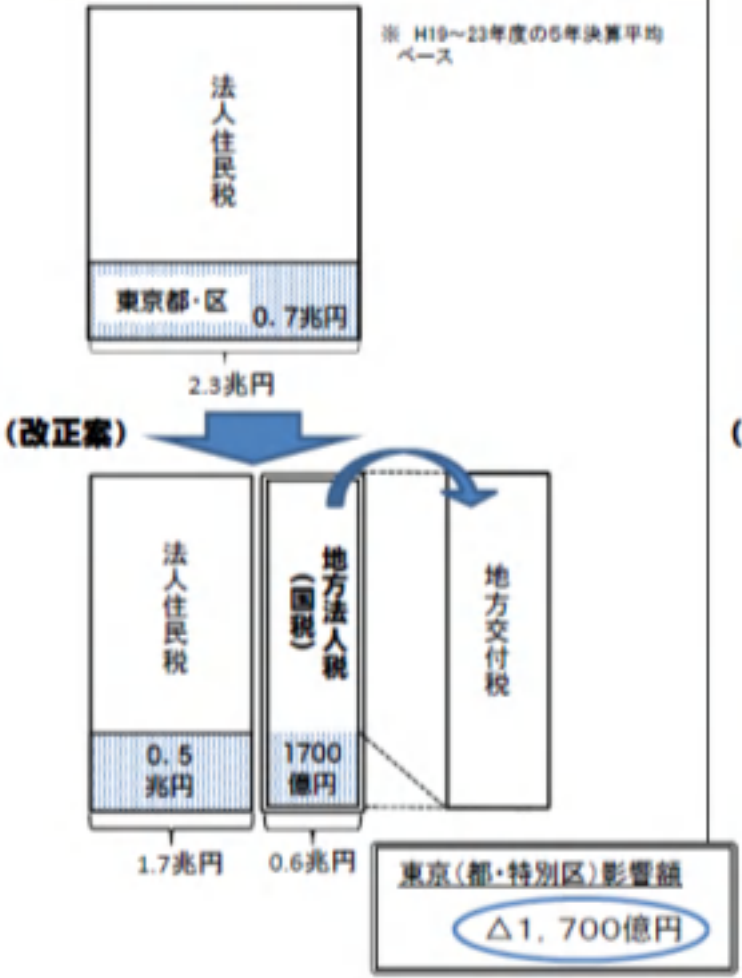
- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

法人住民税法人税割の交付税原資化について（案）

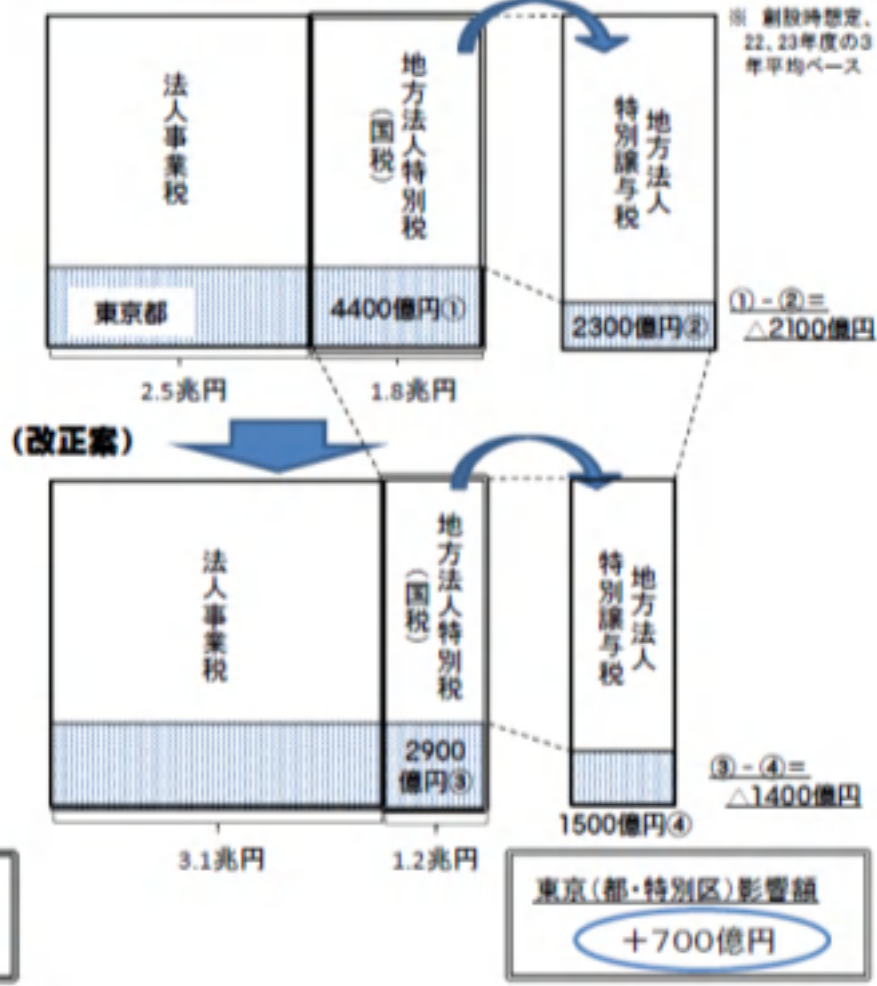


法人住民税の交付税原資化及び地方法人特別税の見直し(案)

法人住民税の交付税原資化



地方法人特別税・譲与税



2: (長期的改革)

責任確立のための地方財政改革
別資料でも紹介

中長期的な方向性：地方財政制度の 抜本改革案（赤井私案）

赤井伸郎(2011)より

現状及び帰結

1. 地方税、補助金、交付税による裏負担の融合による、あいまいな国と地方の役割・責任分担
2. 財源保障と財政調整の融合による不透明な資金配分

無責任体質による財政の膨張、財政制度の持続可能性・予見性の欠如

地方財政制度の抜本改革へのロードマップ

STEP1

厳しい財政状況を踏まえ財源保障の範囲を明確・限定化、また、簡素・透明な算定部分（包括算定部分）を財政調整として位置づけることで、財源保障と財政調整の区分を明確化する。

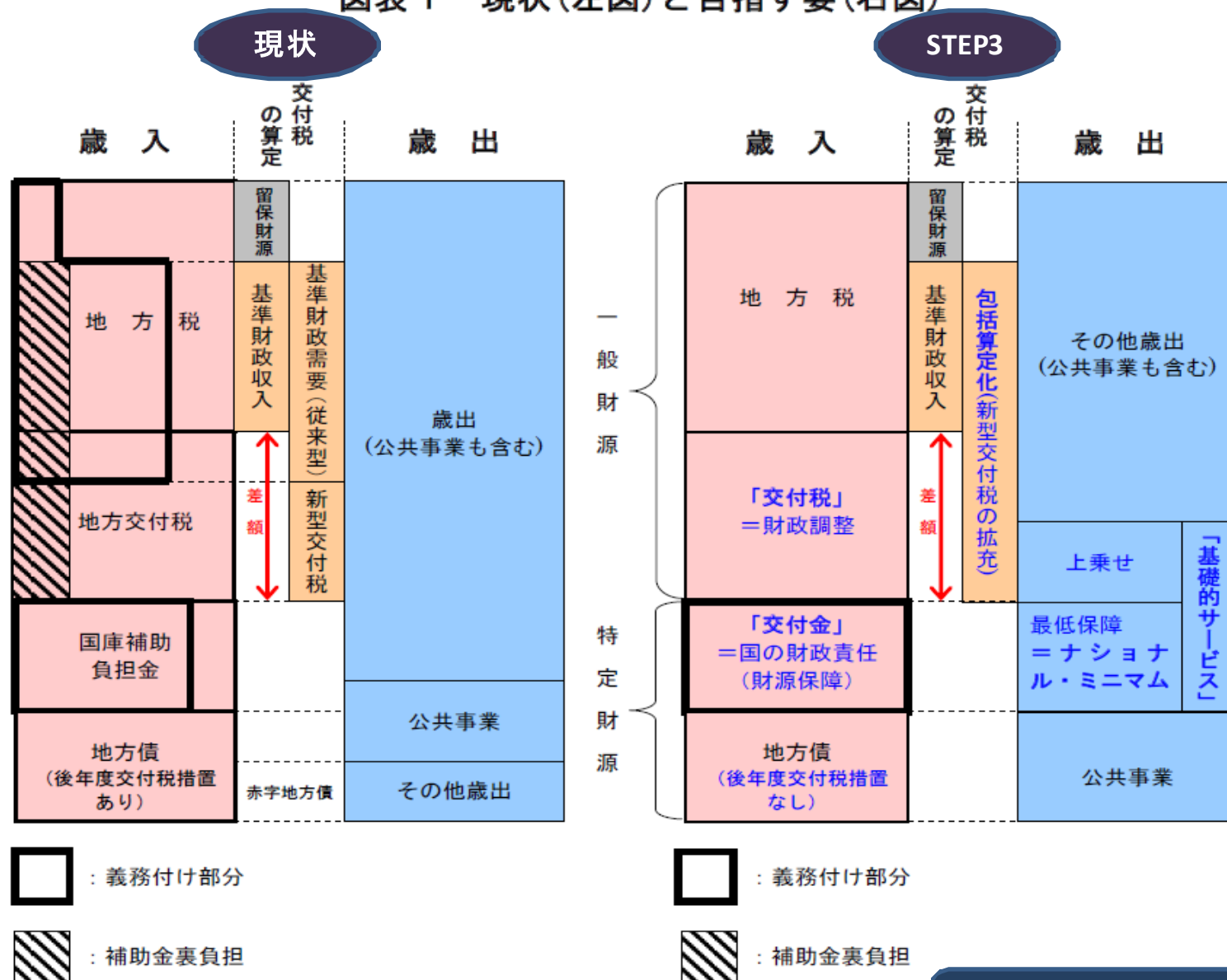
STEP2

財政調整部分を現在の交付税から明示的に分離し、その財源は、地方全体での共同負担による財政調整のための目的税として、現在の国税をベースとする体系から、地方税（住民税・地方消費税など）に入れ替える。（総税収・総負担は一定）

STEP3

交付税に残された財源保障部分に関して、現在のあいまいな責任体質から脱却し、責任を持つ省庁が所管する一括交付金に再編し、透明性の下、その内容を国民が厳しく監視。

図表1 現状(左図)と目指す姿(右図)



赤井伸郎ほか(2010b)より